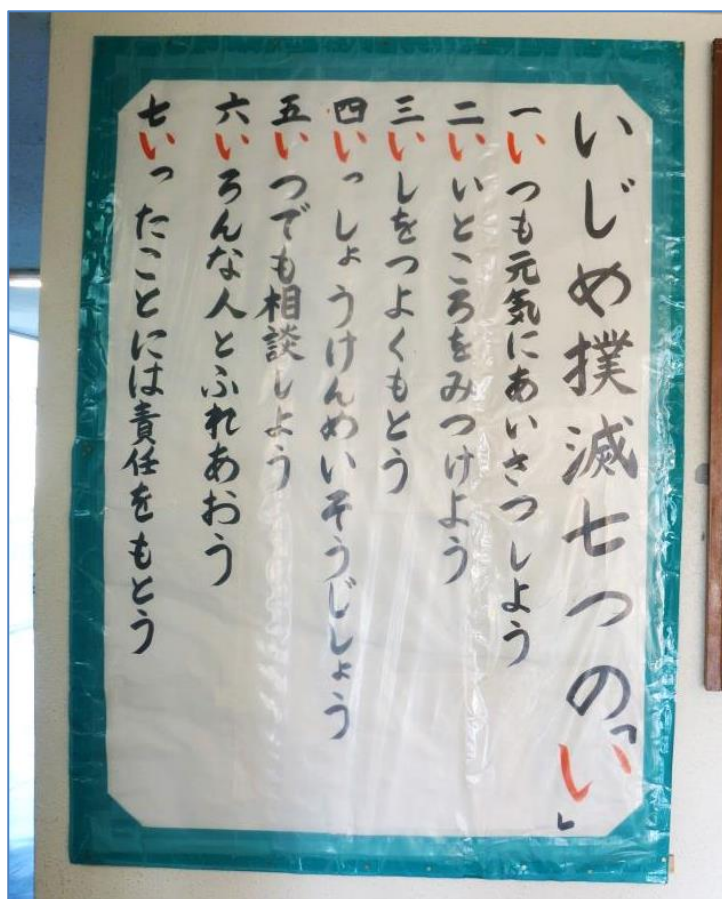


秦野市立大根中学校

学校いじめ防止基本方針



平成24年度 生徒会本部 作成

令和6年4月1日

<目 次>

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
(1) はじめに ～学校のいじめ防止に向けた方向性・目標～	2
(2) いじめの定義・いじめの理解	2
(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
(1) いじめの防止への取組及び年間計画	3
(2) 早期発見への取組及び年間計画	4
(3) いじめに対する対応	5
(4) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	6
(5) 重大事態への対処	7
(6) その他の留意事項	9

○いじめ事案への対応フロー図 （別紙1）

○重大事態への対応フロー図 （別紙2）

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) はじめに ～学校のいじめ防止に向けた方向性・目標～

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。秦野市教育委員会は、令和3年に策定した秦野市教育振興基本計画において、「いじめ・不登校等の対策の推進」を掲げています。施策の目的は、「いじめの未然防止を図るため、『いじめ防止基本方針』に従い早期発見、早期の組織的な対応の定着に向けた取組を強化するとともに、新たな学びの場を求める児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行います」とあります。

本校においても、学校目標「自立と共生」のもと、「いじめ・暴力を許さない秩序ある学校生活の構築」を継続的に重点課題として位置づけ、取組を進めてきているところです。私たち大根中学校教職員は、この重点課題を学校教育推進の要として、常に高い意識を持って教育実践に携わっていきたいと考えています。

いじめ防止に向けた取組には「早期発見」「早期対応」「未然防止」の3つの視点が必要です。調査活動や相談活動等の「早期発見」と、発生した事案に対して保護者と連携し、真摯にその解決に向けて全力を尽くす「早期対応」、また日常的な人権教育・道徳教育の実践や、生徒とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ねることで、いじめの「未然防止」につなげていきたいと考えています。

それぞれの視点に立ち、重点課題を実現するため、ここに大根中学校のいじめ防止に係る基本方針を定めます。

(2) いじめの定義・いじめの理解

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で定められている通り「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいいます。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたと訴えた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した大人社会の問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「直接的な関わりのあった子ども」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止への取組及び年間計画

○未然防止のための取組

- ①いじめの未然防止に向けては、家族や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付ける、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん、教育活動全般において道徳・人権教育などを推進します。
- ②子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- ③日頃から、きめ細かい生徒の観察に努め、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。そのためにも、相談活動を通した生徒との「対話」を心がけます。
- ④生徒会本部主催の「あいさつ運動」の実践や、生徒会が平成24年度に策定した、本校のいじめ撲滅のためのスローガン「いじめ撲滅7つの“い”」（「その他留意事項」参照）の理念の啓発、ピアサポートの理念の啓発と生徒会活動の中での推進に積極的に努めます。

○秦野市立大根中学校「いじめ撲滅7つの“い”」

- 「1 い つでも元気にあいさつしよう」
 - 「2 い いところを見つけよう」
 - 「3 い しを強くもとう」
 - 「4 い っしょうけんめいそうじしよう」
 - 「5 い つでも相談しよう」
 - 「6 い ろんな人とふれあおう」
 - 「7 い ったことには責任をもとう」
- ⑤職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度や、よりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。

○教職員の人権感覚を高める取組

- ①日頃より学年教員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- ②生徒にとって「楽しく、わかる、充実した」授業を目指し、「授業力向上」に取り組む中で、互いの授業を見合いながら切磋琢磨する姿勢を持ち、創意工夫のある授業実践に努めます（互見授業）。また「授業力向上」に関わる研修会を実施し、資質向上を図ります。
- ③生徒のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。
- ④道徳の授業を計画的に行い、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の生徒の様子等を語り合いながら、「活きた」道徳授業の実践に努めます。

○いじめ防止のための取組の年間計画

	学習指導	生徒会活動		ボランティア活動
4月	道徳教育・人権教育実践		いじめ撲滅7つのい、ピアサポート活動	各種ボランティア活動
5月	情報モラル講演会	あいさつ運動		
6月	研修会（教員）		いじめ防止スローガン作成 秦野こども未来づくり会議（年3回）	
7月		あいさつ運動	拡大学年委員会（兼ピアリーダー研修会）	
8月	研修会（教員）		秦野こども未来づくり会議	
9月		あいさつ運動	OCP（大根クリーンプロジェクト）	
10月	情報モラル講演会	小中合同あいさつ運動		
11月	職業体験学習		秦野こども未来づくり会議	
12月	研修会（教員）	あいさつ運動	OCP（大根クリーンプロジェクト）	
1月			小中交流ピアサポートプログラム	
2月	職場講演会	あいさつ運動		
3月				

(2) 早期発見への取組及び年間計画

○いじめの早期発見のための取組

- ①いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも学年教員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
- ②定期的に行うアンケート調査等によって、子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。本校としては、1・2学期に記名式の学校生活アンケート（いじめアンケート）実施後「教育相談週間」を設定し、担任による生徒への面接を個別に行います。また、長期休み明けに「体と心の健康アンケート」を実施し、必要と判断した場合には、生徒への面接を個別に行います。

- ③生徒や保護者によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談を有機的に行うことができるように教育相談コーディネーターが中心となり適切な環境整備に努めます。また、週1回「生徒支援連絡会」と「教育相談連絡会」を開催し、情報を共有するとともに支援の方向性について共通理解を図ります。
- ④いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも学校便り（「砂田が丘通信」）や学年、学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

○早期発見のための取組の年間計画

	調査活動	生徒指導連絡会		地域	
4月	体と心の健康アンケート	生徒支援連絡会(週1回) 教育相談連絡会(週1回)		民生委員・保護司連絡会(月1回) 青少年相談員/パトロール(月2回)	
5月	自発来談呼びかけ/体と心の健康アンケート/ 教育相談アンケート(いじめアンケート)実施 教育相談週間				
6月	教育相談週間				
7月					
8月	体と心の健康アンケート				
9月					
10月	学校生活アンケート(いじめアンケート)実施				
11月	教育相談週間				
12月					
1月	体と心の健康アンケート				
2月					
3月			↓		↓

(3) いじめに対する対応

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○関係機関との連携

- ①犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、秦野市教育委員会及び秦野警察署等と連携して対処します。

○いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と生徒の安全を確保します。
- ②必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて適切に懲戒を加えたりして、いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①いじめた生徒にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ②迅速に保護者に連絡し、事案について説明し理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うための協力を求めるとともに継続的な助言を行います。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる行動の大切さを指導します。
- ②はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解できるよう指導します。

○SNS上のいじめへの対応

- ①発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のSNS等を通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が適切に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ事案への対応フロー図（別紙1）

(4) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以降「組織」と表記）の設置

○生徒支援連絡会

①組織の役割（原則として毎週火曜日 1 校時の時間帯に開催）

- ア 各学年からの生徒支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認を行う組織です。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び、未然防止、早期発見のための対応協議を図る役割を担います。
- イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、共有を行う役割を担います。

②構成員：校長／教頭／学校生徒支援主任／各学年生徒支援担当／
養護教諭／教育相談コーディネーター

③教育相談体制

事案に応じて教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と調整を行い、本人及び保護者との相談、または担任・学年教員との相談の機会を設定します。

④生徒支援体制

各学年生徒支援担当から学年教員へ連絡し、支援の共通理解を図ります。

○教育相談連絡会

①組織の役割（原則として週1回開催）

各学年からの教育相談を要する事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応について、必要に応じて専門家を交えて協議、確認を行う組織です。

いじめ防止の観点から、教育相談機能の有効活用を図ります。

②構成員：校長／教頭／教育相談コーディネーター／学校生徒支援主任／
各学年教育相談担当／養護教諭／教育相談コーディネーター／（SC・SSW）

③教育相談体制

事案に応じて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーからの助言をもとに、相談体制を確立します。

④生徒支援体制

各学年教育相談担当より学年教員へ連絡し、共通理解を図ります。

○生徒支援委員会

①組織の役割

いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う役割となります。

②構成員：校長／教頭／学校生徒支援主任／該当学年生徒支援担当／該当学級担任 教育相談コーディネーター

③教育相談体制

事案に応じて、教育相談コーディネーターが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと調整を行い、本人及び保護者との相談、または担任・学年教員との相談の機会を設定します。

④生徒支援体制

各学年生徒支援担当から学年教員へ連絡し、指導の共通理解を図ります。

(5) 重大事態への対応

○重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

イ いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

上記アまたはイの場合、学校は直ちに重大事態と判断し、同種の事態の再発の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査に着手します。また、生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと見なして、適切かつ真摯に対応します。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会を通じて市長に報告します。

③調査の主旨

ア 発生した重大事態と同種の事態の再発防止

イ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

ウ 市教育委員会への調査結果の報告

④調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「生徒支援委員会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤調査を行うための組織について

【学校危機対策調査委員会】

ア 役割

同種の事態の再発の防止に資するため、当該のいじめ事案について、どのような人間関係や背景事情のもとに、どのようないじめ行為が行われ、学校や教職員がどのように対応したのか等を、質問票の使用やその他の方法により、事実関係を明確にする役割を担います。

- イ 構成員：校長／教頭／総括教諭（各グループリーダー）／学校生徒支援主任／養護教諭／教育相談コーディネーター／SC／SSW／PTA会長
（構成員については、教育委員会の指導・助言のもとに決定します。）

⑥事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

②調査結果の報告

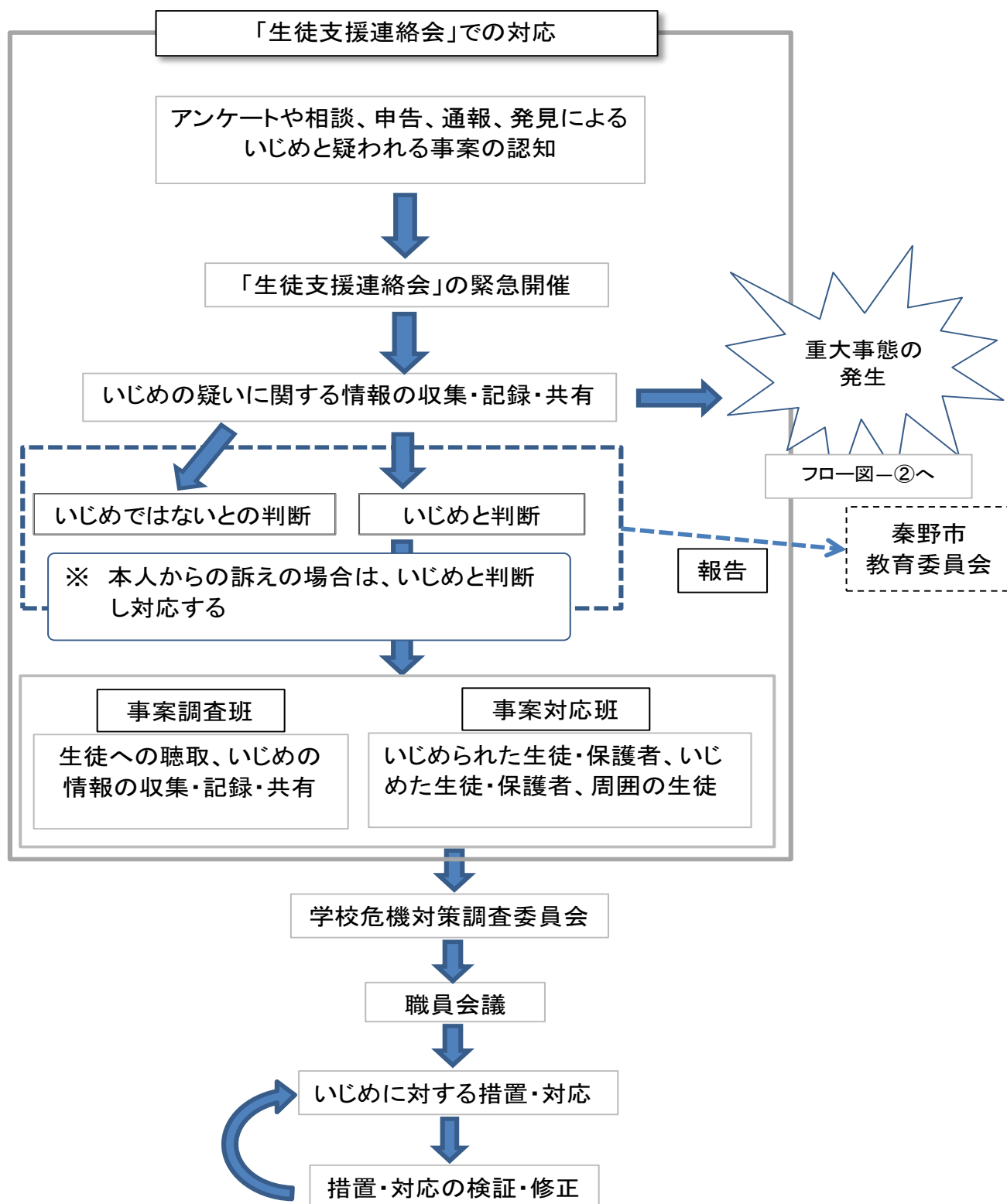
学校で発生したいじめの重大事態についての調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告します。なお、いじめを受けた生徒または保護者が希望する場合は、生徒または、保護者の所見をまとめた文書を提出していただき、教育委員会を通じて調査結果に添えて市長に提出します。

○重大事態への対応フロー図（別紙2）

(6) その他の留意事項

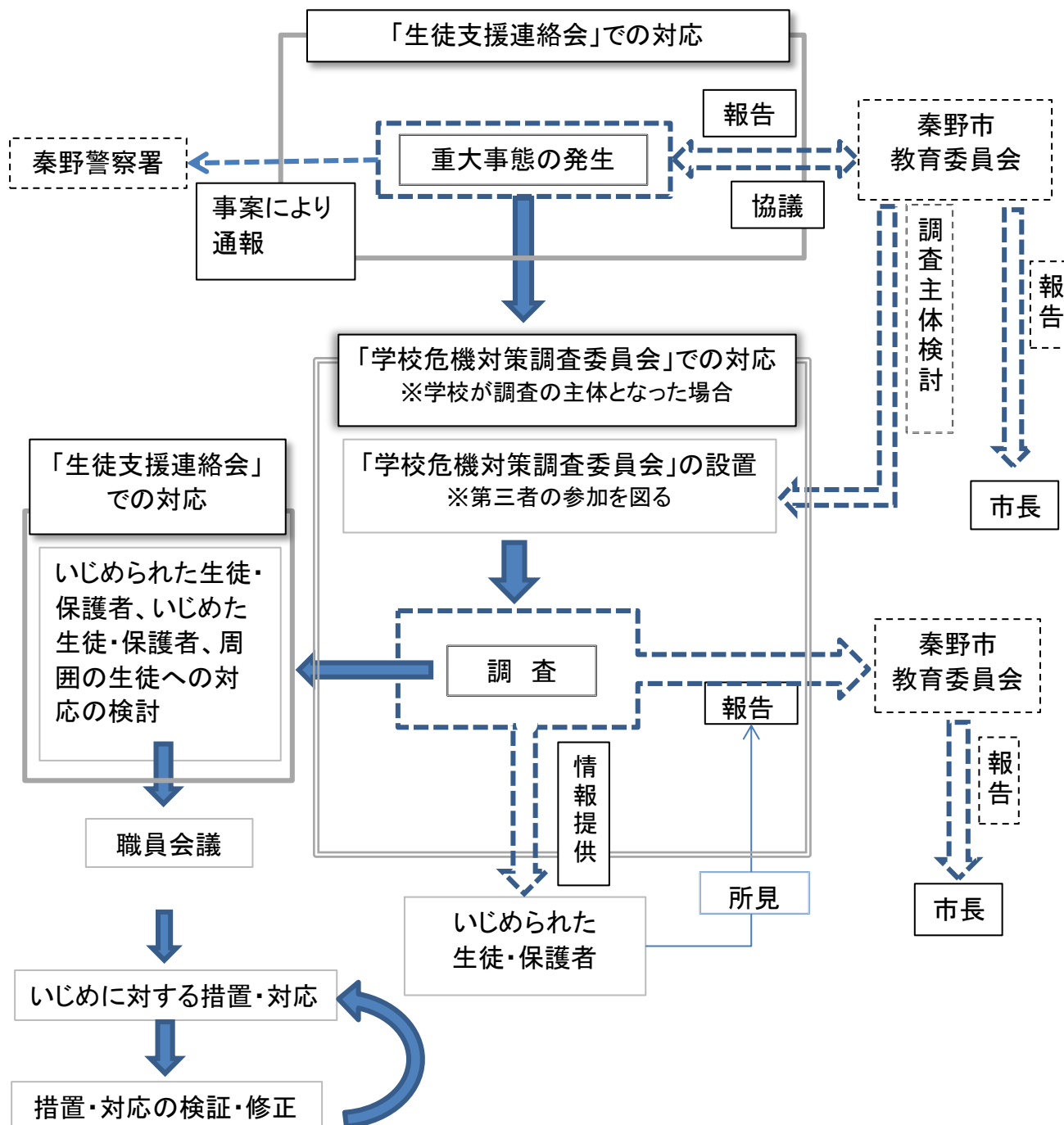
- 秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども家庭支援課、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等の関係組織との連携及び情報共有については、必要に応じて随時行うものとします。

○ いじめ事案への対応フロー図（別紙 1）



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、秦野警察署等の関係機関に相談・通報し連携する

○ 重大事態への対応フロー図（別紙２）



※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供説明を行う。